

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號五第 卷三十二第

行發日一月一十年五十五大

論叢

消費税の理想としての專賣教授 法學博士 神戸 正雄
 價格の一理論九州帝國大學 教授 文學博士 高田 保馬
 伊豫の百姓一揆教授 經濟學士 黒正 巖

時論

再び我國の人口問題に就て教授 法學博士 山本美越乃

說苑

アダム・スミスの勞賃論講師 經濟學士 森 耕二郎
 妙心寺の寺領と領民の負擔經濟學士 中川與之助

雜錄

近世の恐慌と其一般的普及性高松高等商業學校 教授 經濟學士 小川福太郎
 信州小布施の地割制度教授 經濟學博士 本庄榮治郎
Vital Statistics に就きて教授 法學博士 財部 靜治
 英吉利海運の統計的研究教授 經濟學博士 小島昌太郎
 勞農露國の豫算經濟學士 吉川 秀造
 シュムペーターのシ・モツラー觀經濟學士 菊田 太郎

法令

郵便年金令・郵便年金特別會計規則・郵便年金規則・簡易保險規則中改正

信州小布施の地割制度

本庄榮治郎

私は本誌第二十二卷六號に於て「長野縣下に於ける地割の慣行」と題し、信州上高井郡川田村における地割慣行についてその一斑を述べた。其際附言せし如く、同様の慣行は其附近各地にも行はれてゐるものであるが、最近私は上高井郡小布施村についての現行地割制度に關する規程を一覽することを得たから、茲にそれを紹介しやうと思ふ。

元來小布施村の地割慣行も、やはり徳川時代から存するものゝ如くであるが、明治初年には小布施村大字小布施の二區即ち町組と林組とで、字吉島耕地全面積凡そ四十町歩の地を共有して居た。これを兩組で二等分し、各組に於ては各戸へ高割二分の一、戸數割二分の一の割合にて配當し、二十年毎に割替へて居たものであ

る。然るに地券設定の際、町組より小布施全體の戸數に應じて配分すべしとの主張が起り、結局、町組五分七厘、林組四分三厘の比で全耕地を二分することゝなつた。

其後林組にては、明治四十一年に至つて規程を定め從來の慣行たる高割二分の一、戸數割二分の一の配當率を改めて、各戸平等に分割することゝしたが、更に大正十年二月規約を改定して現在に及んでゐる。

町組の方では、別に規程等もなく慣習によつて割替をやつて居たが、大正十一年より水道施設の資金に充つるため、全面積を小作に附することゝなり、現在も同様であつて、割替の實を存せざるに至つた。従つて以下述ぶる所の地割制度は、林組だけについて行はれてゐることである。

猶、吉島耕地は町組林組全體で凡四十町歩であつたが、千曲川の河道變動のために、現在では凡そ三十町歩となり、戸數は大正十四年の狀態では町組約四百三十戸、林組約百戸、總計約

五百三十戸である。

二

大正十年二月十五日設定實施にかゝる「長野縣上高井郡小布施村大字小布施林組住民規約」に於ては、林組の現在戸主たる住民を甲乙二種に分つて居る。甲住民とは、規定當時林組内に滿二十ヶ年以上本籍を有する家の戸主であつて、且明治四十一年四月十二日設定の林組規約に参加したるものをいひ、右以外の戸主であつて、林組内に居住せるものを乙住民とする^(規約條)。即ち甲住民は、大體に於て、從來よりの割地に對する権利者を指稱したるものと見て差支なからう。

この甲乙の區別は、吉島耕地及び其他の不動産の使用貸借及び用益權について大なる差異がある。即ち現行規定によれば

(イ)林組所有の不動産を同村管理規定により使用貸借を爲す當事者は、甲住民に限り、甲住民は連帶して其貸借契約を締結する(第七條)。

(ロ)右の方法によつて借受けたる不動産中、字

吉島耕地を使用収益する権利は甲住民のみの共有とする。吉島耕地以外の不動産及び當部落有其他の財産は總て甲乙住民共同して使用するこゝが出来(第八條)。

即ち乙住民は吉島耕地以外について、甲住民が貸借契約の當事者となつて借り受けた不動産について、甲住民と共同して使用する権利のみを有するに過ぎぬものであつて、不動産の使用貸借契約の締結、吉島耕地の使用収益權等は全く甲住民のみが有する所である。

かくの如く甲住民はいはゞ特權階級に屬するものであるが、乙住民が甲住民となり得る場合も豫め規定されてゐる。その條件は(第二十三條)

(イ)評議員會の定むる加盟金を、申込の年より二十ヶ年間繼續して納入したるとき、

(ロ)甲住民の家族にして分家に因り乙住民となりたる者は、十ヶ年間繼續して右の加盟金を納入したるとき、

而して他の部落より新に林組に轉住し來つた戸主が、甲住民より保證人を立て評議員會の承認

を得、且評議員會の定むる加入金を納め、以後毎年交際費を納入する場合には、始めて本規約による乙住民となり得るものである(第二十四條)。

この乙住民が更に甲住民たらんとするには、更に前述の條件を履行せなければならぬことは勿論である。また家督相続の場合に、其相続人が權利義務を繼承することはいふ迄もない(第二十六條)。

三

以上の如く戸主たる住民には甲乙の二種類のものがあるわけであるが、地割制度については甲住民のみが其權利を有するものである。而してその地割制度の行はれてゐるところは吉島耕地である。

土地割當の標準は、甲住民各戸へ平等に割り當つるものであつて、その利益權を他人に移轉し又は擔保に供することを許さない。耕地の使用期間は二十年を以て一期とし、各期毎に割換をなすものであるが(第九條)、現時一戸當り反別は二反五畝であるといふ。この割當てによつて

生じた端數の殘地は、評議員會の議決によつて賃貸其他の方法によつて處分することが出来る(第十七條)。

耕地使用者は土地の形狀を變更するを得ざるものであるが(第九條第二項但書)、天災其他の事變により滅失又は著しく地形を變更したるときは、其使用不能の損失は、其期間中使用者の負擔に歸する。但其滅失の程度吉島耕地全面積の二分一以上に達したるときは、評議員會の議決により、割換を爲すべきものと居る(第十一條)。

甲住民は割當耕地に對し、使用料を支拂はなければならぬ(第十二條)。それについては耕地を便宜上甲乙二區に區分し、

(イ)甲區に對する使用料は、大字小布施畑地上等小作料の六割引に相當する割合を以て評議員會にて之を定める。

(ロ)乙區に對する使用料は、同村落有財産管理規定によつて負擔する費用支辨に必要な程度に於て評議員會で之を定める。

この使用料を毎年七月十月の二回に徴收するも

のであるが、その實額は毎年の小作料の相場によつて異なるも、一戸當りの耕地即ち一反五畝に對して拾貳圓乃至拾五圓前後のものであると傳聞して居る。但、次の如き場合には使用料の減免を受くることが出来る。

(イ)前述の使用不能に歸したる場合。評議員會の議決により、其坪數に應じて使用料を免除することを得。但免除せられたる耕地が甲區に屬するときは、其免除による使用料の減收を填補するため評議員會の議決により、甲乙兩區殘存地の使用者に對し其使用坪數に應じ其負擔を増加することを得(第十二條)。

(ロ)減免税の場合。吉島耕地が天災其他の事變に依り減税又は免税せられたるときは、評議員會の議決により使用料の減額又は免除をなすことが出来る(第十三條)。

四

甲住民が其特權たる耕地の使用權を制限せらるゝ場合、

(イ)其負擔に屬する使用料其他の組費等の納入

を怠りたるときは、評議員會の議決により、割當耕地の使用權を五ヶ年間停止する(第十八條)。
(ロ)一家を擧げて他の部落に轉住したるとき、其轉住中、割當耕地の使用權を停止し、若し十ヶ年内に歸來せざるときは、其使用權を喪失し、組より除名せらる(第十九條)。

(ハ)規約に違背し若くは組内の安寧秩序を紊すの行爲あるとき、役員總會の議決により之を除名し一切の權利を失ふ(第二十二條)。

右の如くにして使用權の停止若くは喪失ありたるとき、其耕地に現存する生産物、工作物其他の定着物是他の甲住民の共有に歸する(第二十一條)。但、使用權停廢の場合に非ずして、使用權存続期間満了の場合に於ては、その際現存する前記の物件は、甲住民全體の共有として居る(第二十二條二項)。

五

林組住民規約には以上の外、役員の選任方法、費用の負擔、其他の事項を含んで居るが、地割制度については、大體以上の如き條項を存

するに過ぎぬ。尤規約に定めざる事項については、總て従來の慣行に従ひ、慣行の存せざる事項は、評議員會之を決定する定めであるが(第二十七條)、地割制度の起因、沿革、現行制度の利弊、割換の技術、従來の慣行その他諸點については、他日更にこれが研究を試むるの機會があるであらう。
